



14 有料道路通行料金割引

高速道路などを通行する時、通行料金の半額の割引を受けることができます。事前に登録できる自動車は、障がい者の方1人につき1台です。また、事前に登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）でも一定の要件のもとで割引の適用となります（ＥＴＣ利用の場合は、自動車登録が必要です）。なお、自家用車の事前登録の有無にかかわらず、事前に役場福祉課保健福祉室福祉担当で身体障害者手帳又は療育手帳備考欄に証明を受ける必要があります。

対象者

- 1 身体障がい者が自ら自動車を運転する場合 → すべての身体障害者手帳をお持ちの方
- 2 重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者（Ａ）が乗車し、介護者が自動車を運転する場合 → 第１種の身体障害者手帳、又は第１種の療育手帳をお持ちの方

※「重度」とは手帳記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第１種と同じ範囲です。

障 害 の 区 分			障 害 の 程 度
視 覚 障 害 聴 覚 障 害			１級から３級までの各級及び４級の１ ２級及び３級
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由		１級、２級の１及び２級の２
	下 肢 不 自 由		１級、２級及び３級の１
	体 幹 不 自 由		１級から３級までの各級
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害	１級及び２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能障害	１級から３級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
内 部 障 害	心 臓 機 能 障 害		１級、３級及び４級の各級
	じん臓機能障害		１級、３級及び４級の各級
	呼吸器機能障害		１級、３級及び４級の各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		１級から３級までの各級
	小 腸 機 能 障 害		１級、３級及び４級の各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は 肝 臓 の 機 能 障 害		１級から４級までの各級

手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 運転免許証（障がい者本人が運転する場合）
- ③ 自動車検査証（自動車の登録をする場合）
- ④ 手帳所持者本人名義のＥＴＣカード（※ＥＴＣ利用の方のみ）
- ⑤ ＥＴＣセットアップ証明書（※ＥＴＣ利用の方のみ）

手続き・問い合わせ先 役場福祉課保健福祉室福祉担当 ０１５６－２５－２２１６（直通）